

宮津市立宮津中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 「宮津中学校いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるということを、教職員は十分認識しなければならない。

いじめから一人でも多くの子どもを守るためには、子どもを取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、地域社会や家庭も含めた社会全体の課題である。

宮津中学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・宮津市・家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、基本的な方針や体制を整備するとともに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、宮津中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本方針

全ての子どもはかけがえのない存在であり、地域社会の宝である。

次代を担う子ども達が健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

宮津中学校においては、いじめの被害生徒の生命を守ることを第一に考え、生徒一人一人の尊厳と人権を尊重することを踏まえ、生徒のいじめへの理解を深めるための学校教育の取組や、行政、地域住民、保護者、学校その他の関係者が一体となり、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

また、家庭に対しては、子どもとのコミュニケーションを深めるなど、いじめを許さない心を育む意識の醸成に努めるよう働きかける。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような生徒の心理及び態様から、いじめられていることを相談しにくい状況にあることや、一方で「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、生徒の表情やしぐさ、様子などをきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉える事が必要である。

【いじめられている子どもの心理例】

- 一人ぼっちになりたくない。
- みんなに知られたら余計にみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- 親に余計な心配をかけたくない。
- 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが心配。
- 自分が悪いのではないか。
- なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

【いじめの具体例】

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切である。

一方で、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であることから、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する事が必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導等、組織的な対応を行うことが重要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく必要がある。

(4) 保護者・地域社会との連携

社会全体で子ども達を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域社会の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域社会、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめたとされる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であることから、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織の中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、例えその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報保護の観点から、その取り扱いについては慎重に配慮することが必要である。

いじめ防止基本方針の策定

宮津中学校は、宮津市の基本方針を参考にして、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

学校基本方針を定めることには次のような意義がある。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。

- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・いじめの加害生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害生徒への指導や支援につながる。

第3 学校基本方針の具体的内容

I いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。
- 2 「対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導加配、各学年主任、教育相談主任、人権教育主任、養護教諭（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）
 なお、適宜、以下の構成員を加え、拡大して行う。
 学校関係者：PTA本部役員、学校運営協議会委員
 宮津市教育委員会：指導主事、市適応指導教室担当指導主事
- 3 「対策委員会」は、原則として毎月第1月曜日に開催する。また、いじめアンケートを集約した後には必ず行うこととする。なお、緊急に必要な時はこの限りではない。
- 4 「対策委員会」の役割
 - (1) 未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをする役割
 - (2) 早期発見・事案対処
 - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめに係る情報があった場合には、緊急会議を開催する等、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
 - (3) 学校基本方針に基づく各種取組
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・学校基本方針における年間計画に基づき、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

Ⅱ いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうること、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒会において校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどをして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。加えて、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切である。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・少人数授業の推進
- ・言語活動の充実
- ・授業評価の活用（各学期末の総括時）
- ・ベル着・ベル準の徹底
- ・教室環境の整備

(2) 自尊感情、自己有用感を育む取組の推進

- ・全ての教育活動を関連させた指導・取組の推進
- ・行事等における学級づくりの推進
- ・小中一貫教育や異年齢での取組等の推進

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- ・道徳教育、人権教育の推進
- ・体験活動、職場体験活動
- ・ボラティア活動
- ・読書活動の推進
- ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・各学年、年2回実施（6月、12月）

(5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・校内研修の実施（年3回）

Ⅲ いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、ささいなことも含め「対策委員会」で情報を共有する。
- ・「対策委員会」で共有された情報については、週一回の打合会や各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査（二者面談）を実施

- ・学期に1回実施する。

(3) 相談体制の整備と周知

- ・年2回教育相談週間を実施する。（4・5月、11・12月）
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

Ⅳ いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

(2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「対策委員会」で情報を共有する。

(3) 「対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、宮津市教育委員会に報告する。

(4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。

(5) いじめたとされる生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。

(6) 生徒の生命、身体、又は、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察等の関係機関との連携を図る。

(7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持で誹謗・中傷等を行ってしまうことや、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つこと等を教職員は理解し、インターネット上のいじめに対する意識と感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や非行防止教委室の実施等による情報モラル教育等、生徒への指導及び保護者に対する必要な啓発活動を進める。

V 重大事態への対応

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに宮津市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京都府・宮津市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を宮津市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

VI 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 宮津中学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・研修会の実施等
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を、学校だより、PTAの各種会合等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
 - ・警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

